明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（国土交通六八）　一

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二一六～二二三）　四

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二二四、二二五）　二

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二二六～二二八）　三

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一〇四）　四

○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一一三二）　五

○災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定した件（国土交通九四二）　五

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　一九

裁判所
破産、免責、再生関係　一九

特殊法人等
国家公務員共済組合連合会定款の一部変更、独立行政法人北方領土問題対策協会令和四事業年度財務諸表、日本弁護士連合会公示送達関係　四九

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五四

会社その他
会社決算公告　五五

省令

○国土交通省令第六十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫